

### 第3章 ドイツ

#### ドイツの少子化対策の現状と課題

熊本大学 法学部教授 倉田 賀世

#### 1. はじめに

少子高齢化をいかに克服するかは、多くの国にとって重要な政策課題となっている。ドイツにおいても少子化が進み、これを改善するための努力が重ねられてきている。下記するように、ここ数年ドイツの合計特殊出生率は、増加傾向ののち、横ばい状態であり、減少傾向を示す多くの EU 諸国とは異なる状況を示している。とはいえ、このような状況が、政策効果によるものなのか、あるいは、移民の増加等別の要因によるものなのかは、かならずしも明らかではない。

この間、我が国においても、保育サービス領域における無償化等、現物給付による子育て支援政策の普遍的な拡充がみられる。一方、金銭給付による経済的支援に関しては、所得再分配的な要素を含んだ政策が維持されている。これと比較するとドイツでは、中高所得階層も視野に入れた経済的子育て支援政策の充実がみられる。また、同性パートナーシップを法的に承認する一方で、事実婚の夫婦と比べて法律婚の夫婦を制度上で優遇しているなど、独自の特徴もみられる。

「家族」や「婚姻」の規範的な位置づけが異なり\*1、司法制度も相違する我が国とドイツを単純に比較する事はできないが、上述のような相違が、我が国とドイツの婚姻や子育てをめぐる意識の相違につながっている可能性は否定できない。

以下では、(1) 婚姻の状況と法律婚に対する意識、(2) 出生率・家族に関わる政策の動向、(3) 生殖補助医療への対応、(4) 子育てとワーク・ライフ・バランス、(5) 新型コロナウイルスによる影響の順に、今回の調査結果を政策と関連づけながら検討してみたい。

#### 2. 婚姻の状況と法律婚に対する意識

##### (1) 婚姻の状況

ドイツの婚姻件数は 2008 年以降増加傾向にあったが 2019 年に前年を下回っている。すなわち、連邦統計局の 2020 年 7 月の発表によれば、2019 年の婚姻件数は 416,324 件で 1,000 人あたり 5 人が結婚していることになる(同性パートナーシップを含む)\*2。2018 年より減少した一因としては、2017 年に同性婚を認める「すべての人のための婚姻 (Ehe für alle)」が連邦議会で可決された事を受け、2018 年の統計に 2017 年の 10 月以降 3 ヶ月分の同性婚も含めた婚姻数が計上された影響があるとされている。さらに、2020 年は新型コロナウイルスにより公官庁が閉鎖された影響により、2019 年よりも婚姻件数が減少しているとの報告がある\*3。ただし、上述のような特殊な事情に鑑みれば、直ちにこれまで

\*1ドイツでは基本法 6 条で婚姻及び家族に対する「保護」が規範的に立法者に義務づけられているが、我が国にこれに該当する憲法規範はない。

\*2Statistisches Bundesamt, Eheschließungen, Eheschließungen je 1000 Einwohner, ([https://www.destatis.de/DE/Themen/Gesellschaft-Umwelt/Bevoelkerung/Eheschliessungen-Ehescheidungen-Lebenspartnerschaften/Tabellen/\\_tabellen-innen-eheschliessungen.html](https://www.destatis.de/DE/Themen/Gesellschaft-Umwelt/Bevoelkerung/Eheschliessungen-Ehescheidungen-Lebenspartnerschaften/Tabellen/_tabellen-innen-eheschliessungen.html)) .

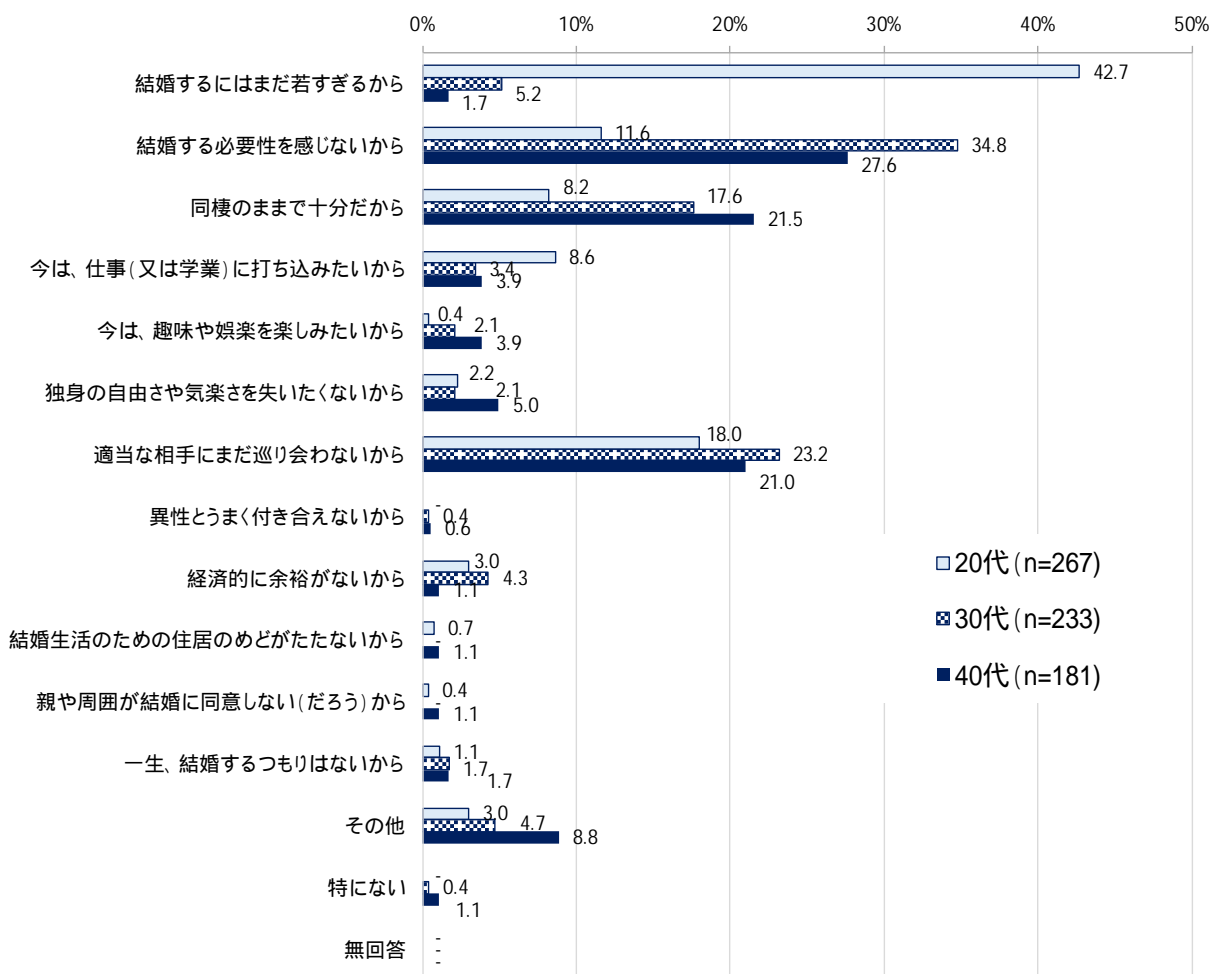
\*3Statistisches Bundesamt, Pressemitteilung Nr. 262 vom 13. Juli 2020, (<https://www.destatis.d>

の増加傾向が減少に転じたと判断する事は難しいだろう。ちなみに、今回の意識調査によると 20 代では男女ともに結婚するには若すぎるとの回答が半数程度を占めることから明らかなように（グラフ参照）、平均初婚年齢は上昇傾向にあり、2018 年時点では男性が 34.6 歳、女性が 32.1 歳となっている。これは EU 諸国の中では上から 6 番目に高い年齢となっている\*4。

### 非婚者の結婚していない最大の理由（年代別）

（問 3 b 現在結婚していない理由を、次の中から選ぶとすればどれですか。

（1）まず、1 番当てはまる理由を選んでください。）



### （2）法律婚に対する意識

フランス・スウェーデンと比較すると、ドイツの調査結果では婚姻（法律婚）を肯定的に捉える割合が高かった（Q3 結婚は必ずすべきだと回答した割合、ドイツ 8.3%、フランス 5.5%、スウェーデン 2.6%、日本 3.6%）。その一因としてドイツでは、もっぱら、法律婚の夫婦に適用（2013 年 5 月 7 日の連邦憲法裁判所決定\*5以降、同性パートナーにも適用）される税制上の措置（夫婦の所得を合算した上

e/DE/Presse/Pressemitteilungen/2020/07/PD20\_262\_126.html).

\*4BMFSFJ (2020a), S.94-95.

\*5BVerfGE 133, 377,

(<https://www.bundesverfassungsgericht.de/SharedDocs/Pressemitteilungen/DE/2013/bvg13-041.html>).

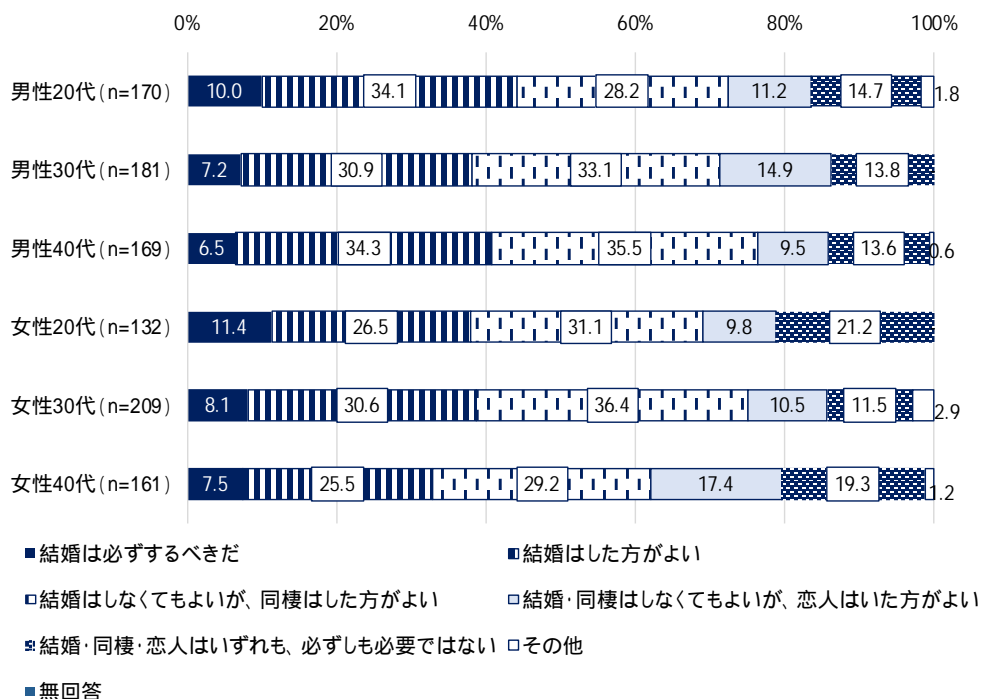
でこれを各人に分割し、課税する夫婦分割課税（所得税法 32a 条）、あるいは、我が国では事実婚の配偶者であっても対象となり得る、社会保険制度上の被扶養者への給付（たとえば、医療保険の被保険者の家族に対する保険料負担を伴わない医療の給付）が、法律婚の配偶者（同性パートナー含む）にしか適用されない（社会法典第 5 編 10 条）等、法的な婚姻関係を形成することによる経済的なメリットが少なからず存在していることが考えられる。同様に、フランス・スウェーデンにあるような、パートナーの性別にかかわらず事実婚を支援する制度がないことも、その一因となっている可能性がある。

ただし、たとえば、夫婦分割課税は夫婦間の所得格差が大きいほど、得られる経済的利益が大きくなる制度設計になっており、夫婦双方が同程度の収入を得ている場合は、メリットがない。それゆえ、このような伝統的な婚姻像（法律婚で片働き）に有利に作用する政策は、女性の社会進出の増大に伴い、その意義を低下させているとも考えられる\*6。また、我が国では法律婚の解消は、協議離婚であれば夫婦間の合意のみで成立する（民法 763 条）。これに対してドイツでは、法律婚を解消する場合、協議離婚のような方法は認められておらず、原則として、最低 1 年以上の別居期間を経た上で司法手続をすることが必要となる（ドイツ民法 1565, 1566 条）。このような離婚手続の厳格さが、法律婚への障壁になっている可能性も否定できない。

今回の意識調査でも、結婚は必ずしも必要ないといった回答が性別、年齢を問わず一定数存在することから（グラフ参照）、ドイツでも「法律婚」の優位性は揺らいでいるとみることができる。

### 人生における結婚や同棲の必要性（性年代別）

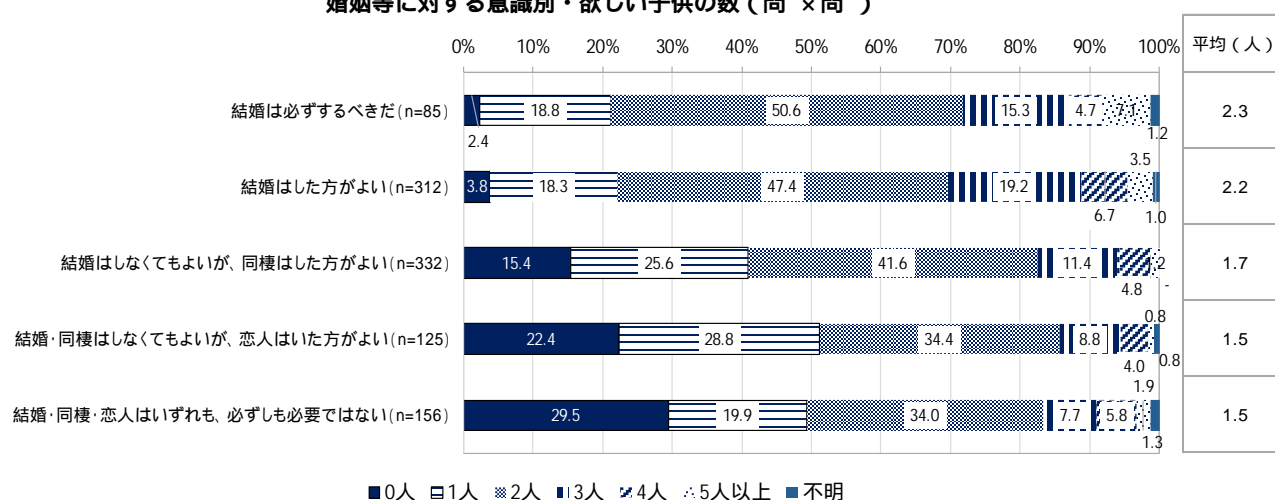
（問3 人生における結婚や同棲の必要性に対する以下のような考え方のうち、あなたの意見にもっとも近いものを 1 つだけ選んでください。）



\*6それゆえ、このような制度に対しては、古典的な家族像を優遇し、かつ、女性を低賃金の短時間労働に誘導する効果を有するとして批判がある。この点はわが国の年金保険制度上の 3 号被保険者制度にも共通する論点であるといえよう。なお、ドイツの所得税法上、夫婦は世帯単位課税か個人単位課税かを選択することが可能である（26 条）。

ただし、2018年時点で親と未成年の子どもから構成される家族のうち、法律婚の夫婦と未成年の子どもにより構成されている家族が7割を占めており、事実婚の夫婦と子どもからなる家族や同性パートナーと子どもからなる家族、ひとり親世帯の割合は相対的に少なくなっている\*7。その背景には、法律婚に対する上述のような政策上の優遇、あるいは、不安定化する社会状況の中で法的に安定した関係性を築くことに、意義を見出す者が少なからず存在することがあるように思われる。調査結果においても、婚姻の必要性が高いと回答する者に、より多くの子どもを持ちたいという希望があることが示されている(グラフ参照)。以上のことからすれば、ドイツでは依然として、法律婚と子どもを持つことの相関性が相対的に強いと見ることができる。

婚姻等に対する意識別・欲しい子供の数(問×問)



### 3. 出生率・家族政策の動向

#### (1) 出生率の動向

ドイツの合計特殊出生率は、2008年1.38、2013年1.42、2018年1.57と一部の年を除いて増加傾向にある。これは、EU諸国の中でも数少ない傾向である\*8。その背景として連邦家族省は2011年以降の状況として3つの要因を挙げている\*9。すなわち、女性が2人以上の子どもを産むようになったこと、および、子どもを持たない者が増加しなかったこと、ならびに、子どもを持ちたいという希望が短時間で実現するようになっていることである。その一因には、親手当の導入や保育所の増加など、両立支援策の拡充と父親の育児参加の増大があるとしている。ちなみに、移民の増大も出生率に影響するとされることがあるが、ドイツ連邦人口研究所によると、2018年時点で、3人以上の子どもを持つ家族のうち移民的背景を有する家族の割合は、移民的背景を有しない家族のおよそ2倍となっている\*10。したがっ

\*7BMFSFJ.a.a.O. (fn.4), S. 39, 49.

\*8 2008年~2018年のEU28ヶ国を比較すると、このような増加傾向を示すのは、チェコ、ドイツ、ポーランド、ポルトガル、スロバキアの5カ国のみである(BMFSFJ.a.a.O. (fn.4), S.79)。

\*9BMFSFJ.a.a.O. (fn.4), S.78.

\*10Bundesinstitut für Bevölkerungsforschung (2018), Familien mit ledigen Kindern nach

て、とりわけ多子世帯では、移民的な背景を有する家族の割合が多くなっていると言える。

## (2) 家族に関わる政策の動向および特徴

次に、近年の家族に関わる政策の動向、および、ドイツの政策の特徴について触れる<sup>\*11</sup>。ドイツでは2000年代以降、少子化の克服を政策課題として明確に掲げ、これを実現するためにシュレーダー政権下で、男性片働き家族モデルを前提として、もっぱら、経済的支援を行う政策から、これと共に、両立支援も指向する政策への転換が図られている<sup>\*12</sup>。引き続きメルケル政権下でも、基本的にこのような流れを踏襲し、さらに発展させている<sup>\*13</sup>。このような動向は、例えば、保育所施策の拡充<sup>\*14</sup>、あるいは、所得代替機能を有する親手当の導入(2007年)に示されている<sup>\*15</sup>。なかでも、親手当の導入は、男性片働きモデルを前提とする CDU/CSU の伝統的な家族観を転換させることを目標としてきたメルケル首相が、これまでの「中核理念に修正を迫る」<sup>\*16</sup>方向性を打ち出したことの現れと見ることができる<sup>\*17</sup>。

このような、ドイツの婚姻あるいは家族に関連する政策は、およそ150施策ほど存在するとされている<sup>\*18</sup>。これらを大まかに分類すれば、金銭給付(児童手当・親手当等)、現物給付(保育所等)、社会保

---

Migrationshintergrund und Kinderzahl in Deutschland ,

(<https://www.bib.bund.de/DE/Fakten/Fakt/B31-Familien-mit-Kindern-Migrationshintergrund-Kinderzahl.html>) .

\*11より詳細には、倉田(2014), pp.39-49を参照。

\*12この点に関しては、さしあたり、川田(2012), p.27を参照のこと。

\*13須田(2006), p.34.

\*14具体的には、昼間保育拡充法(Tagesbetreuungsbaugesetz)(2004年)、保育所財政法(Kinderbetreuungsfinanzierungsgesetz)(2007年)、児童助成法(Kinderförderungsgesetz)(2008年)など。

\*15Irene Gerlach(2010), S.228.

\*16近藤(2013), p.194.

\*17すなわち、親手当は、1986年以来、育児休業期間中の経済的支援を担ってきた養育手当(Erziehungsgeld)に代わるものとして2007年より支給されている金銭給付である。養育手当が所得制限により実際の支給額が少なくなる結果、子育て家庭にとって効果的な所得保障とはならず、同時に、稼得者である父親の休業も困難であったことにより、両立支援策としての効果が限定的であったことを踏まえ、親手当は、従前所得保障機能の付与、支給期間の短縮化、パートナー月の導入により、機会費用の損失を保障し、かつ、母親の早期就労復帰や父親の育児参加を促すものとなっている。親手当は、男性片働きモデルを念頭に置かず、むしろ、母親の就労を助成する目的を有している点で、伝統的な CDU/CSU の家族像からの転換を図るものであったと考えられる(参照 齋藤(2007), p.51)。

\*18Deutscher Bundestag, den Sachstand der Wissenschaftlichen Dienste des Deutschen Bundestages, Überblick über familienpolitische Leistungen in Deutschland, WD 9 -3000 -041/16, 12. Juli 2016, S.3.

(<https://www.bundestag.de/resource/blob/437652/cc47b15d87230150d533b1b997d76fe3/wd-9-041-16--pdf-data.pdf>).

険制度における家族への給付（医療保険における被扶養者への給付、病児手当等）、租税法上の措置（教育、職業教育費にかかる控除、ひとり親世帯に対する控除等）の4つに分けることができる。

このようなドイツの政策の特徴の一つとして、保育所入所請求権を児童に認める（社会法典第8編24条）<sup>\*19</sup>、あるいは、社会保険制度上での子育ての考慮を立法者に法的に義務づける<sup>\*20</sup>等により、政策に司法統制が及び易くなっている事があげられる。少子化が社会的課題になっていることに伴い、家族に関わる政策が政争の具になり易い状況が生じている。そのような中、法律に基づき立法者を拘束することで、政策の長期安定的かつ継続的な運用を法的側面からも保障していくことの意義は小さくないように思われる。

二点目として、わが国では所得税法上の年少扶養控除を廃止し、児童手当にも所得制限を設けるなど、とりわけ、金銭給付にかかる経済的な子育て支援策については、親の所得に着目した所得再分配的な要素を包含するものとなっている。一方、ドイツでは児童手当（児童扶養控除との二者択一）に見られるように、親の所得にかかわらず、子ども自身の最低生活需要や教育にかかる費用については普遍的な経済的支援を行い<sup>\*21</sup>、これとは別に、低所得世帯に対する支援も行っている。今回の調査で、ドイツでは相対的に上位の所得層（年収52,500ユーロ以上）も、3割程度が教育費への支援や税制、手当による経済的負担軽減策を子育て支援策として重視すると回答している（Q34）。日本の調査結果でも、教育費や税制上の負担軽減策を重要であるとする上位所得層の回答割合が相当程度見られる（年収700万以上で教育費の負担軽減が重要とする者67.8%、税制上の措置等が重要とする者50%）。このような結果からは、経済的な子育て支援政策の重要性が親の所得に関わりなく存在していることが伺える。

ちなみに、出生数に対する経済的支援政策、とくに、児童手当と児童扶養控除の政策効果について、

---

\*19ここから、たとえば、地方公共団体には1歳以上就学前の児童に対して十分な保育所を整備する事が法的に義務づけられており、かりに保育が提供できない場合、地方公共団体は、それによって生じた経済的損失に対する賠償を求められることがある（裁判例として連邦通常裁判所判決2016年10月20日（NJW2017, 397））。

\*20例えば、ドイツでは2005年以降子どもがいる被保険者といない被保険者とで、介護保険法上の保険料負担が異なる（子どものいない者が0.25ポイント高い）（社会法典第11編55条）。これは、連邦憲法裁判所が子育てをし、したがって、保険料負担とともに世代間契約の維持継続への貢献をしている被保険者と、そうでない被保険者の保険料を同じくすることは、基本法上の平等原則および家族の保護規範に違反するとした2001年の判決（BVerfGE 103, 242）を受け、法改正されたことによるものである（NJW2005, 180）。

\*21すなわちドイツの児童手当は、所得税法上の児童扶養控除と二者択一的になっている。それゆえ、一定以上の所得を有し、税法上の控除の適用を受けた方が経済的利益の大きい者については、児童扶養控除が適用される取扱になっている。なお、2021年の児童扶養控除額は原則として18歳までの子ども一人につき両親合わせて年間で8,388ユーロである。その内訳は、子どもの最低生活需要分（5,460ユーロ）と教育等のニーズにかかる分（2,928ユーロ）に分けられる。このうち、前者の額は、連邦憲法裁判所判決（BVerfGE99,216）に基づき、立法者に規範的に義務づけられた控除額である（所得税法32条）。（<https://www.bmfsfj.de/bmfsfj/themen/familie/familienleistungen/freibetraege-fuer-kinder/freibetraege-fuer-kinder-73890>）

ドイツ連邦議会の報告書では、家計に長期的な安定をもたらすことで、主として中間所得層の子どもの総数の増加に効果的であるとしている\*22。ただし、今回の調査では、希望する子どもの数まで増やせないと回答する理由のうち、経済的理由が相対的に多く、また、いずれの所得階層においても見られる(Q9全体の回答によると、雇用が安定しないから(24%)が最多で、2番目が子育てや教育にお金がかかりすぎるから(21.5%)となっている)。これを前提とするかぎり、連邦議会の報告書が示すような政策効果を国民が実感しているとは言い難い状況にあるものと言える。

#### 4. 生殖補助医療への対応

調査結果によれば、生殖補助医療の受けやすさについて、連邦全体で見た場合は肯定的な評価がおおよそ半数を占める(Q11 ドイツは不妊治療を受けやすい環境かにつき、そう思う、どちらかと言えばそう思うと回答した割合 47.9%)。ただし、州ごとに見てみると、ヘッセン州はおおよそ7割が肯定的であるのに対して、ザクセン州での肯定的評価はおおよそ3割に止まっており、州によって差が見られる(グラフ参照)。その一因としては、ドイツにおける生殖補助医療への助成が、医療保険(疾病金庫)によるものと、州ごと(連邦からの補助あり)の助成によるものとで構成されており、各州の助成に関しては、金額等に相違があることがあげられる。

すなわち、公的医療保険法上、原因が不明の不妊症に対する生殖補助医療については、独立した給付として規定されている(社会法典第5編 27a条)。この規定に基づくと被保険者である法律婚の夫婦(25歳以上で女性は40歳まで、男性は50歳まで)が一定の要件の下で生殖補助医療を受けた場合、原則として、事前に作成した計画書に基づく費用の5割を保険者(疾病金庫)が負担する(27a条3項)。ただし、どの程度の範囲の医療処置が保険給付によってカバーされるのかは、加入している保険者ごとに異なる。

残りの自己負担額については、さらに、各州の補助金が支給される場合がある。このような助成について連邦政府は2012年に指針\*23を定めている。この指針は2015年に改正されており、2016年以降、医療保険法上の助成では対象外となっている事実婚の夫婦についても、州および連邦による助成の対象となっている。指針に基づくと、医療保険法上の年齢要件等をみたま夫婦については(社会法典第5編 27a条)自らの住所地で4回までの顕微授精もしくは体外受精への補助を受ける事ができる。補助金額は法律婚の夫婦については各回に医療保険による助成額を除いた後の自己負担額の25%まで、事実婚の夫婦については、3回目までは処置に要した自己負担額の12.5%まで、4回目は25%までとなっている。これらの助成につき、州と連邦は最低でも同額ずつを負担するとされている。なお、各州は独自の規定を設ける事も可能である。本稿執筆時点(2021年3月)で助成に関する連邦との連携協定を締結しているのは11州である。

生殖補助医療について、今回の調査で評価の高かったヘッセン州(受けやすい・69.7%)、および、低

---

\*22Deutscher Bundestag(2016),S.7.

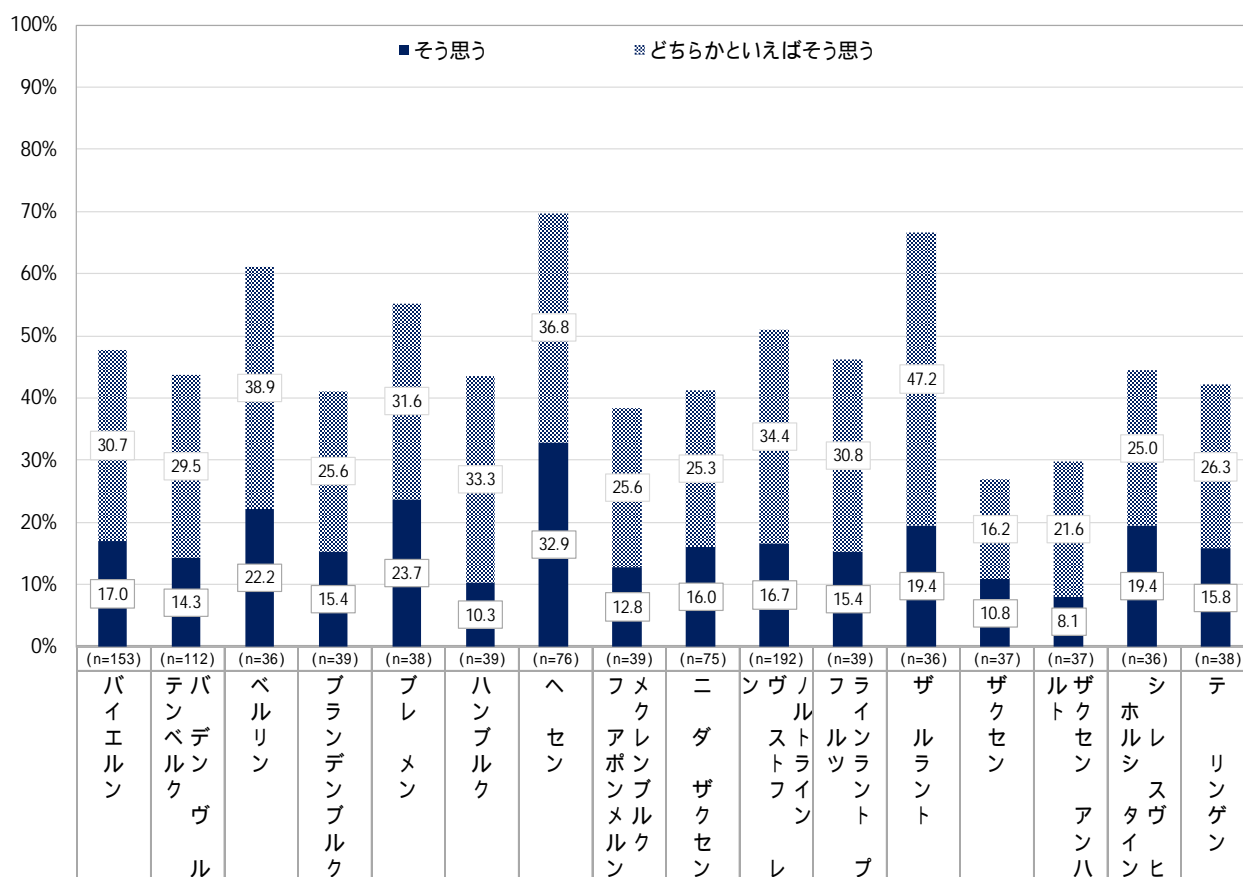
\*23BMFSFJ(2015), Richtlinie des Bundesministeriums für Familie, Senioren, Frauen und Jugend über die Gewährung von Zuwendungen zur Förderung von Maßnahmen der assistierten Reproduktion, ([http://www.verwaltungsvorschriften-im-internet.de/bsvwbund\\_29032012\\_4148730000105.htm](http://www.verwaltungsvorschriften-im-internet.de/bsvwbund_29032012_4148730000105.htm)).



かったザクセン州（受けやすい・27,0%）は、いずれもこの連携協定を締結している。しかし、具体的な助成内容を比較すると、ヘッセン州では、法律婚、事実婚の夫婦双方について、4 回目の処置まで自己負担の 75%（上限有）までの助成を行うのに対して、ザクセン州は法律婚の夫婦の場合は 4 回目まで自己負担額の 50%、事実婚の場合、3 回目までは 25%、4 回目は 50%（いずれも上限額有）と、助成額が異なる\*24。ここから、評価を異ならせた要因に、このような各州の助成額の差があると見ることができよう。また、不妊治療を受けにくい要因として、今回の調査では費用の問題（76.5%）の次に、情報が少ない事があげられている（40.6%）（Q11SQ）。連邦政府もこの点は認識しており、2020 年にこのテーマにかかる 2 番目の報告書\*25を公表し、早期の治療の開始や助成制度等についての広報をより積極的に展開していくことにしている。

### 各州ごとの不妊治療に対する評価

（問 11 ドイツは、子供を持つことを希望しながら、希望する時期に妊娠できない時、不妊治療を受けやすい環境だと思いますか。）



\*24 ヘッセン州の助成に関しては(<https://soziales.hessen.de/gesundheitsversorgung/foerderung-von-kinderwunschbehandlung>). ザクセン州の助成に関しては(<https://www.familie.sachsen.de/kinderwunschbehandlung.html>)を参照。

\*25 BMFSFJ(2020b).



## 5. 子育てとワーク・ライフ・バランス

ワーク・ライフ・バランスに関して、今回の調査では、配偶者のいる片働き世帯の男性において、仕事に充てる時間が長すぎるために、家事や育児をすることが難しくなっていると回答する者の割合が高かったのが特徴的である(Q28SQ\_2 両立が難しくなっていると回答した割合、共働き世帯の男性 32.5%、片働き世帯の男性 45.3%、共働き世帯の女性 33.1%、片働き世帯の女性 44.4%)。つまり、家事や育児に参加する機会が少なくなりがちな片働き世帯の男性が、もっとも、ワーク・ライフ・バランスの実現に困難さを感じていることになる。このような結果の背景には、近年の男女間の役割分担意識の変化が見て取れる。連邦家族省の統計上でも、小さな子どもを持つ母親自身が仕事を持つことを当然であると考えようになり、これと並行して、父親も、より積極的に子育てに関わりたいとする者が増えていることが示されている\*26。

とりわけ、出産後にこのような希望を実現する政策が、育児休業期間中に従前(あるいは出産に伴い減少した)所得を代替する制度である親手当である\*27。この手当には、父親の育児参加を促進する事を目的に、両親がともに休業を取得する場合の優遇措置としての、休業期間の延長(パートナー月)および、短時間労働を行いながらより長期にわたって親手当の半額を受給し続けることを可能にする措置(パートナーシップボーナス)が設けられている。その政策効果は、父親の育児取得割合の増大(親手当の前身の養育手当時は3%だったものが、導入後の2008年には21%、2017年には40%に増加している)\*28に顕著であるとされている。また、出産後の職場復帰促進施策である親手当プラスの導入後は、母親の早期の職場復帰と夫婦間の役割分担関係の一層の改善が見られるとされる\*29。一方で、今回の調査結果では、出産・育児にかかる休業を取得しなかった者のうち、減収の懸念を理由にあげた者が、年収22,500~30,000ユーロの所得階層に多かった(問19SQ4・F14 年収15,000ユーロ未満および52,500ユーロ以上で減収への懸念を理由にあげた者約2割、年収22,500~30,000ユーロで同様の回答をした者約4割)。

これに関して、ドイツの親手当の基本給付額は、休暇前1年間の平均月収に応じて65%~67%(上限1,800ユーロ)となっている。すなわち、従前平均月収が1,200ユーロ未満の者については、所得額に応じて支給割合が最大で67%に割増される。ただし、従前所得が1,000ユーロ未満であれば所得に応じて最大で100%まで割増される。さらに、子の出生前に収入が無い場合でも300ユーロの基本手当が支給される(親手当・親時間法2条)。つまり、ドイツの親手当は、わが国の育児休業給付のような純然たる従前所得代替給付ではなく、低所得者対策的な要素も含まれている\*30。このような制度設計と先の調査結果を併せて鑑みれば、とりわけ、割増給付の対象とならない低・中所得階層が、育児休業取得に関して、相対的に強い経済的不安感を抱く反面、年収15,000ユーロ未満の所得層では、減収以外の理

\*26 BMFSFJ.a.a.O. (fn.4),S. 128-129.

\*27制度の詳細に関しては、労働政策研究・研修機構 HP「父親の育児参加を促す新しい家族政策」([https://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2014\\_10/germany\\_02.html](https://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2014_10/germany_02.html))を参照。

\*28 BMFSFJ.a.a.O. (fn.4),S. 131,BMFSFJ(2016) , S.7.

\*29 BMFSFJ.a.a.O.(fn.4),S.132.

\*30なお、ドイツでは親手当は税財源によって行われる。税財源で従前所得保障を行うことに伴う課題に関しては、倉田(2020),p.72以下参照。

由を挙げる者が多いのは、ドイツの特徴的な制度設計に起因する結果と見ることができる。

## 6．新型コロナウイルスによる影響

### (1) 新型コロナ渦における家族に対する公的支援策

新型コロナウイルス感染症に起因するロックダウンや生活様式の変化の要請を受けて、子育て世帯においても、それまでの生活スタイルや働き方に大きな影響が生じている。連邦政府では、とりわけ、ロックダウンによる職場や学校の閉鎖や時間の短縮、これに伴う経済的な打撃等による不利益から家族を保護するために、様々な対策を講じている。以下ではまず、休業や労働時間短縮に関する施策、ひとり親・低所得世帯に対する施策、その他の施策の3つの領域から、講じられた対応策を概観する<sup>\*31</sup>。

#### 休業、労働時間短縮に対する所得補償制度

感染拡大を防止するため、子どもの学校や保育所が閉鎖され、親が家庭で子どもの世話をしなければならない場合の休業保障と所得補償制度として、従前から存在する、医療保険制度上の子どもの看護休暇と看護手当の活用が認められている（社会法典第5編45条）。この休暇は、新型コロナ対応として、通常の看護の場合よりも日数が延長されている（親一人につき10日延長、最大で45日まで）。また、これに伴う所得補償として、原則として賃金の90%に当たる児童看護手当が支給される。ただし、これらは公的医療保険の被保険者のみに適用される保障である。これが適用されない、たとえば、私的医療保険の加入者などは、感染症予防法56条に基づく休業保障、および、所得補償を受けることができる。この所得補償では月額賃金の67%の給付（最大で2,016ユーロ）が、10週間まで受給できる。

また、親手当を受給中の親については、コロナ渦による労働時間の変更（たとえば、医療従事者が受給時に予定していたよりも多く働く必要性が生じた場合等）により、親手当の受給に際して減額や事後的な返還義務が生じないような時限的特例措置が講じられている。

#### ひとり親、低所得世帯への支援

低所得世帯の親に対しては、子ども一人につき月額205ユーロを上限とする児童付加給付が児童手当に加えて期間限定で支給される。支給の可否や実際の支給額は、親の所得額、住宅費用、世帯人数によって異なる。また、一人親世帯に対しては、所得税法上の租税負担軽減策（通常の2倍にあたる控除の増額）が講じられており、ひとり親の9割を占める女性に大きな負担軽減をもたらしているとされる。

#### その他の支援

児童手当の受給をしている子どもに対して、児童ボーナスとして子ども一人につき一回のみ150ユーロ（2021年）が税財源で家族金庫から支給される。この給付は2020年にも支給（300ユーロ）されている。

また、各種手当を受給する際の手続きの簡素化（要件充足審査の免除など）が図られており、支援を必要とする人がより迅速に支援を受けられるような手続負担の軽減策も講じられている。

---

\*31ここで概観した給付の典拠、および、詳細については、BMFSFJ.a.a.O.(fn.4),S.32-33.および、連邦家族省HPによる2021年2月17日付けの報告(<https://www.bmfsfj.de/bmfsfj/themen/corona-pandemie/finanzielle-unterstuetzung/finanzielle-unterstuetzung-153796>)を参照。

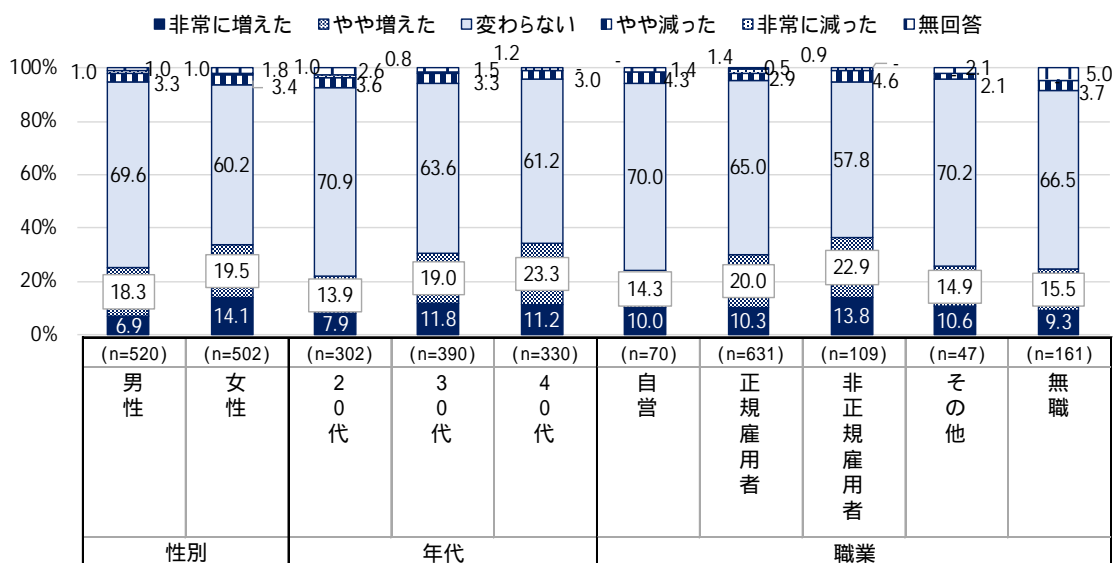
## (2) 家族に対する影響

新型コロナウイルスの影響に関する調査事項の4ヶ国比較をみると、ドイツでは家事や育児の負担の増加(Q40 29.4%で4ヶ国の中で最大)および、家族や交際相手とのコミュニケーションの増加が目立つ(Q40-4 ドイツ、スウェーデンがともに36%で最大)。このように、他国との比較からみると影響の割合が高い一方、ドイツのみの結果を見ると、家事や育児の負担に関して、女性、非正規雇用者に、やや増えた、非常に増えたとする者の割合が多いが、全体としては変わらないとする回答が相対的に多い(参照グラフ)。一方、家計に関する不安については、所得階層が低いほど高くなっている(Q40-1 家計の不安が増えたとしている者は年収15,000ユーロ未満では約6割であるが、52,500ユーロ以上では約4割にとどまる)。連邦家族省による類似の調査結果においても同様に、高学歴・高所得の家庭においては、柔軟な労働時間やテレワークを多く活用し、所得への不安も少なくなっているとされる\*32。つまり、家族に対する新型コロナウイルスの影響は、全体としては、著しく大きなものとははいえないが、働き方や、所得階層によっては相応の影響を受けた世帯もみられるという事になる。

### 新型コロナ感染症拡大前と比較した家事・育児の負担(属性別)

(問40 新型コロナウイルス感染拡大前と比べて、下記の項目について変化はありましたか。)

b)家事や育児の負担)



また、連邦家族省の調査結果によれば、とりわけ小さな子どもがいる世帯では、母親が子どもの世話をする一方で父親の労働時間が長い平時の傾向は、コロナ渦中でも受け継がれ、相対的に多くの母親が仕事のやり方を変更したとされている。その際、変更の理由として、父親の場合は職場の労働時間の変更に起因するものが多かったのに対して(受動的)母親の場合、自らの希望によるものが多かった(能動的)とされる。ただし、連邦家族省はこのような傾向は、伝統的な性役割分担への回帰ではないとしている\*33。その理由としては、たとえば、父親のテレワークが多かった場合、父親の子育てに関わる割

\*32 BMFSFJ.a.a.O.(fn.4), S.22.

\*33 BMFSFJ.a.a.O.(fn.4), S. 25.

合が増えている等、家族一般的に伝統的な性役割分担への回帰が生じているわけではないことがあげられている。

総じて、新型コロナウイルスの感染拡大とこれに伴うロックダウンにより、多くの子育て世帯が、労働時間、収入、家事や育児の役割分担において影響を受けているが、上述のような休業保障やその間の所得補償、適用されている制度に不利益が生じないような特例措置が迅速に講じられた結果、その影響は概ね小さくとどめられており、この事が、生活様式や家事や育児への影響について従前と変わらないと回答する者が多かったという結果として現れていると考えることができる。ただし、感染拡大防止のための制限が調査以降も継続し、長期化していることから、最終的にどの程度の影響が生じるかについては、今後の推移を見守る必要がある。

コロナ渦において、人々のライフスタイルや意識を変えざるを得ないような事態が生じているが、とりわけ、ワーク・ライフ・バランスに関してはテレワークの増加等による働き方の変化を、仕事と家庭生活の両立に資する新たな可能性を開く機会と捉え、この機会を積極的に活用する姿勢が、ドイツのみならず少子化社会からの脱却を目指す多くの国に求められていると言えよう。

#### 参考文献

- 川田知子 (2012)「第1節 ドイツ」労働政策研究・研修機構編『労働政策研究書 151 ワーク・ライフ・バランス比較法研究(最終報告書)』,pp.25-60.
- 倉田賀世 (2014)「メルケル政権下の子育て支援政策 パラダイム転換の定着と拡充」海外社会保障研究 186号,pp.39-49.
- 倉田賀世 (2020)「ドイツにおける親手当・親時間制度 政策目的と財源選択の整合性」社会保障研究第5巻1号,pp.67-78.
- 近藤正基 (2013)『ドイツ・キリスト共民主同盟の軌跡』ミネルヴァ書房
- 齋藤純子 (2007)「ドイツ連邦親手当・親時間法 所得比例方式の育児手当制度への転換」外国の立法 232号,pp.51-63.
- 須田俊孝 (2006)「ドイツの家族政策の動向」海外社会保障研究 155号,pp.31-44.
- BMFSFJ(2016): Bilanz 10 Jahre Elterngeld, (<https://www.bmfsfj.de/blob/113300/8802e54b6f0d78e160ddc3b0fd6fbc1e/-10-jahre-elterngeld-bilanz-data.pdf>).
- BMFSFJ(2020a): Familie heute. Daten. Fakten. Trends. Familienreport 2020, (<https://www.bmfsfj.de/bmfsfj/service/publikationen/familie-heute-daten-fakten-trends-familienreport-2020-163110>).
- BMFSFJ(2020b): Ungewollte Kinderlosigkeit 2020, (<https://www.bmfsfj.de/bmfsfj/service/publikationen/ungewollte-kinderlosigkeit-2020-161020>).
- Deutscher Bundestag(2016):Familienbezogene Maßnahmen in Deutschland, (<https://www.bundestag.de/resource/blob/483592/dfe34b66eba33873abe60243f9acbb54/WD-9-062-16-pdf-data.pdf>).
- Irene Gerlach(2010), “ Familienpolitik 2Auflage “ , VS Verlag für Sozialwissenschaften .